

【初級】ビジネスコンプライアンス「社会的要請への適応」から事例理解まで
追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成27年5月1日時点で施行されている法令に基づく）、誤表記により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。平成28年2月7日以降に実施される検定（第22回以降）を受験される方で第5刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

第1部 コンプライアンスの基本論・総論

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
17	2 社会的要請と法令との関係 1行目	ととらえる考え方では、 <u>図-1</u> の	ととらえる考え方では、 図-1 <u>下図</u> の
29	11行目	これに対し、日本の「カビ型」違法行為には、	これに対し、日本の <u>に多くみられる</u> 「カビ型」違法行為には、
35	18行目	日本版SOX法と呼ばれています。	日本版SOX法と呼ばれています。 <u>さらに、財務に限らない内部統制システムの構築義務が会社法に規定され、企業不祥事において、取締役が構築義務違反を追究する事例が増えています。</u>
44	9行目	(金融商品取引法 197条～209条)	(金融商品取引法 197条～209条 <u>の3</u>)
46	5) 判決の確定 5行目	判決の宣告の日を含めて 15 日間です。	判決の宣告の日を <u>含めて15</u> の翌日から14日間です。

第2部 ビジネスコンプライアンスと法・ルール

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
72	2) 意思表示 ② 虚偽表示 3行目	(これを「善意」という)の第三者	(これを「善意」という) の 第三者

78	3)具体的な 契約類型 ①売買契約 タイトル	①売買契約 (555 条)	①売買契約 (<u>民法</u> 555 条)
86	1)会社の 種類 11 行目	責任社員の両方で構成されます。こ こでいう～	責任社員の両方で構成されます(<u>576 条 3 項</u>)。ここでいう～
87	2)株式会 社の設 立 7 行目	②株式を引き受ける株主の確定 (32 条)	②株式を引き受ける株主の確定 (32 条、 <u>60 条</u>)
87	2)株式会 社の設 立 8 行目	③役員等機関の選任 (38 条、47 条)	③役員等機関の選任 (38 条、47 条、 <u>88 条</u>)
89	4)株式会 社の機 関 2 行目	ただし、取締役会設置会社は監査役 または委員会の設置が (327 条 2 項)	ただし、取締役会設置会社は監査役 また <u>は委員会、監査等委員会または指名委員 会等の設置が (327 条 2 項)</u>
89	4)株式会 社の機 関 5 行目	監査役会および会計監査人か、委員 会の設置 (328 条) が	監査役会 および 、会計監査人 か 、 <u>委員会 監査等委員会または指名委員会等の設置 (328 条) が</u>
89	①株主総会 4～5 行目	(定時総会)、それ以外にも招集が 可能で (臨時株主総会。296 条)、	(定時 <u>株主</u> 総会。 <u>296 条 1 項</u>)、それ以外 にも招集が可能で (臨時株主総会。296 条 <u>2 項</u>)、
90	②取締役 2 行目	においては 3 人以上が必要とされま す(331 条 4 項)。	においては 3 人以上が必要とされます (331 条 <u>45 項</u>)。
90	②取締役 7～9 行目	また、取締役の専横を排除するた め、次のことについては、株主総会 の承認が必要とされています (取締 役会設置会社の場合は取締役会の 承認と事後の報告。356 条 1 項、365 条)。	また、取締役の専横を排除するため、次 のことについては、株主総会 の <u>において</u> <u>重要な事実を開示し、承認を得ることが</u> 必要とされています (取締役会設置会社 の場合は取締役会 の <u>における事実開示、</u> 承認と事後の報告。356 条 1 項、365 条)。
91	③取締役会 3 行目	報告しなければならないため(363 条)	報告しなければならないため(363 条 <u>2 項</u>)
91	⑤委員会	「委員会」は、指名委員会、監査委 員会および報酬委員会の各委員会 を意味します (2 条 12 号)。委員会 設置会社は、業務執行は執行役が行	「委員会」は、指名委員会、監査委員会 および報酬委員会の各委員会を意味しま す (2 条 12 号)。委員会設置会社は、業務

		い(418条)、取締役は執行役の業務執行を監督する役割のみを負います(415条、416条)。また、各委員会の構成は取締役の中から選定され、かつ過半数は社外取締役でなければなりません(400条2項、3項)。	執行は執行役が行い(418条)、取締役は執行役の業務執行を監督する役割のみを負います(415条、416条)。また、各委員会の構成は取締役の中から選定され、かつ過半数は社外取締役でなければなりません(400条2項、3項)。「委員会」は指名委員会等および監査等委員会を意味します。(2条11号の2、12号)。指名委員会等は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会から成り立っています。指名委員会等設置会社では業務執行は執行役が行い(418条)、取締役は原則、執行役の業務執行を監査する役割を負っています(415条、416条)。一方監査等委員会は、平成27年5月1日から施行された改正法で新設されました。監査等委員会設置会社の業務執行は委員以外の取締役が行いますが(331条3項)、取締役会が個々の取締役の業務執行を監督するのは監査役設置会社と変わりません。また、どちらにおいても、各委員会の構成員は取締役の中から選定され、かつ過半数は社外取締役でなければなりません(400条2項、3項、331条6項)。
108	②編集著作物・データベースの著作物 2～3行目	保護となるものです。編集物のうち…	保護となるものです(12条、12条の2)。編集物のうち…
108	3)共同著作物 4行目	することとされています。	することとされています(65条2項)。

114	9 著作権法の 定めに違反 した場合の 制裁、 措置等 4 行目	権利者の「告訴」を前提として（親 告罪）、	権利者の「告訴」を前提として（親告罪、 <u>123 条</u> ）、
120	2) 先願主義 3 行目	他方、最も早く発明した者に特許を 付与する制度を「先発明主義」とい い、アメリカはこれを採用していま す。	他方、最も早く発明した者に特許を付与 する制度を「先発明主義」といいます。 ← アメリカはこれを採用しています。
122	6 特許法の定 めに違反し た場合の制 裁、 措置等 9 行目	の懲役もしくは 300 万円以下の罰金 刑に処せられます。	の懲役もしくは 300 万円以下の罰金刑に 処せられます <u>(198 条)</u> 。
122	6 特許法の定 めに違反し た場合の制 裁、 措置等 10～11 行目	処罰の対象となります。	処罰の対象となります <u>(201 条)</u> 。
125	〈事例－2〉 ② 2 行目	できます。	できます <u>(35 条 2 項参照)</u> 。
134	3) i) 秘密管理性 5 行目	(大阪地判平成 12 年 7 月 25 日、東 京地判平成 11～	(大阪地判平成 12 <u>(2000)</u> 年 7 月 25 日、 棄 棄大阪地判平成 11～
134	3) iii) 非公知性 6 行目	(大阪高判平成 13 年(2001)年 7 月 31 日)	(大阪高判平成 13 年(2001)年 7 月 31 日)。
135	③営業秘密 に関する その他の 不正競争 5 行目	(5 号)	(<u>同</u> 5 号)
136	3) 刑事罰	・詐欺等行為（人を欺き、人に暴行	・詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加

	4行目以降	<p>を加え、または人を脅迫する行為)により、または管理侵害行為(営業記録秘密媒体等の窃取、不正アクセス行為その他、保有者の管理を害する行為)により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で使用し、または開示した者(同1号)</p> <p>・第1号の使用または開示の用に供する目的で、詐欺等行為または管理侵害行為により、保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得しまたは記載・記録の複製を作成するという方法で、営業秘密を取得した者(同2号)</p>	<p>え、または人を脅迫する行為)により、または管理侵害行為(営業記録秘密媒体等の窃取、不正アクセス行為その他、保有者の管理を害する行為)により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で使用し、または開示した者(同1号)</p> <p>・第1号の使用または開示の用に供する目的で、詐欺等行為または管理侵害行為により、保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得しまたは記載・記録の複製を作成するという方法で、営業秘密を取得した者(同2号)</p> <p>・不正の利益を得る目的で、またはその保有者に損害を与える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、または人を脅迫する行為)または管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為など)により、営業秘密を取得した者(同1号)</p> <p>・詐欺等行為または管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を図る目的で、またはその保有者に害を与える目的で、使用し、または開示した者(同2号)</p>
137	② 4行目	を行った者	を行った者(同1号)
137	② 7行目	冒用行為(2条1項2号の行為)を行った者	冒用行為(2条1項2号の行為)を行った者(同2号)
144	<事例-2> 6行目	例外的に6カ月以内の市場内外の買付け等を併せて…	例外的に 6 3カ月以内の市場内外の買付け等を併せて…
144	<事例-2> 9行目	(27条の2、金融商品取引法施行令7条)。	(27条の2第1項第4号、金融商品取引法施行令7条2項)。
149	4)個人情報 利用時の 法的規制 11行目	囲を超えて行うことはできないとされています(15条)。	囲を超えて行うことはできないとされています(15条2項)。
159	3)プライバ	(最高裁昭和41(1966)年6月23	(最高裁昭和56(1981)年4月16日、最

	シー侵害の 免責事由 9行目	日判決)。	高裁昭和41(1966)年6月23日判決)。
165	2)地球温暖 化対策の推 進に関する 法律(地球温 暖化対策推 進法) 9行目	事業活動に伴い温室効果ガスを多く 排出する者(特定事業者)	事業活動に伴い温室効果ガスを多く排出 する者(特定 <u>事業</u> 排出者)
167	②規制内容 7行目	(12条、13条)	(12条、 13条)
168	③土壤汚染 対策法の定 めに違反し た場合の制 裁、措置等 2行目	調査・報告を怠ったときは、是正を 命じ(3条3項)、	調査・報告を怠ったときは、是正を命じ (3条 3項 <u>4項</u>)、
168	③土壤汚染 対策法の定 めに違反し た場合の制 裁、措置等 7~8行目	懲役または罰金の刑事罰を受けます (66条1項)。	懲役または罰金の刑事罰を受けます(66 条1 <u>項号</u>)。
177	2)書面交付 義務 タイトル	(4条、5条、11条、20条、37条…)	(4条、5条、11条、 20条 <u>18条</u> 、37条…)
177	3)不当な 勧誘行為の 禁止 タイトル	(…34条、44条、52条)	(…34条、44条、52条 <u>等</u>)
177	4)広告の 規制 タイトル	(…35条、36条、43条)	(…35条、36条、43条 <u>等</u>)
177	5適用除外 1行目	特定継続的役務提供については、	特定継続的役務提供、 <u>訪問購入</u> について は、

177	5 適用除外 3 行目	特定商取引法の規定の適用が除外されます (26 条、50 条)。	特定商取引法の規定の適用が除外されま す (26 条、50 条、 <u>58 条の 17</u>)。
178	1) クーリン グオフ 1 行目	特定継続的役務提供については	特定継続的役務提供、 <u>訪問購入</u> につい ては
178	1) クーリン グオフ 2 行目	交付後 8 日間 (9 条 1 項、24 条 1 項、 48 条 1 項)	交付後 8 日間 (9 条 1 項、24 条 1 項、48 条 1 項、 <u>58 条の 14</u>)
178	3) 賠償額の 制限 3 行目	(…48 条 4 項、58 条の 3)。	(… 49 <u>49</u> 条 <u>42</u> 項、58 条の 3 <u>第 1 項</u> 、 <u>58</u> <u>条の 16 第 1 項</u>)。
179	4) 行政処分 2～3 行目	(7 条、8 条、22 条、23 条…56 条、 57 条)。	(7 条、8 条、 <u>14 条</u> 、 <u>15 条</u> 、 <u>22 条</u> 、23 条 …56 条、57 条、 <u>58 条の 12</u> 、 <u>58 条の 13</u>)。
179	5) 刑事罰 2 行目	円以下の罰金刑が科せられることが あります。	円以下の罰金刑が科せられることがあり ます (<u>70 条</u>)。
179	5) 刑事罰 4 行目	最高で 3 億円以下の罰金刑が科せら れることがあります。	最高で 3 億円以下の罰金刑が科せられる ことがあります (<u>74 条 1 号</u>)。
185	3) 行政処分 2 行目	21、35 条の 3 の 31)	21、35 条の 3 の 31 <u>等</u>)
189	1) 報告、公表 制度 8 行目	等を公表することができます。	等を公表することができます (<u>36 条</u>)。
190	4) 刑事罰 2 行目	罰が科されます。	罰が科されます (<u>58 条</u>)。
197	1) 採用の 自由 6 行目	件最判昭和 48 (1973) 2 月 12 日)。	件最判昭和 48 (1973) <u>12</u> 月 12 日)。
205	2) 派遣労働 2～3 行目	(労働者派遣法 2 条 1 項)。	(労働者派遣法 2 条 1 <u>項号</u>)。
208	5) 通報の相 手方と通報 の保護要件 <通報の保護 要件>表	「(3 条 1)」「(3 条 2)」「(3 条 3)」	「(3 条 1 <u>号</u>)」「(3 条 2 <u>号</u>)」「(3 条 3 <u>号</u>)」
216	3 行目	入力する識別記号を付与されている	入力する識別 <u>記</u> 符号を付与されている

217	3)不正アクセス罪の成立要件 6行目	③他人の識別記号またはアクセス制御機能による	③他人の識別記号またはアクセス制御機能による
217	4)不正アクセス行為を助長する行為の禁止 7行目以降	②どの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、またはこれを知っている者の求めに応じて提供（有償・無償問わない）されたこと なお、アクセス管理者が行う場合およびアクセス管理者または当該識別符号を所有している利用権者の承諾を得て行う場合は、禁止の対象から除外しています。	②どの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、またはこれを知っている者の求めに応じて提供（有償・無償問わない）されたこと なお、アクセス管理者が行う場合およびアクセス管理者または当該識別符号を所有している利用権者の承諾を得て行う場合は、禁止の対象から除外しています。 <u>②業務その他正当な理由による場合でないこと</u> <u>提供されたID・パスワードがどのウェブサイト（のサービス）に対するものが明らかでなくとも、多数のID・パスワードを入力すれば一定程度の割合で不正ログインに成功する場合があることから、平成24年の法改正により「業務その他正当な理由による場合」を除いて他人のID・パスワードを提供する行為が全て禁止されました。</u> なお、「業務その他正当な理由による場合」とは、不正アクセス行為を防止する目的で行われたものなど、社会通念上、正当と認められるような場合をいいます。
217	3不正アクセス禁止法の定め違反した場合の制裁、措置等 3行目以降	②不正アクセス行為を助長する行為については、30万円以下の罰金に処せられることとなっています。（第13条）。	②不正アクセス行為を助長する行為については、 30万円以下の罰金 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなっています。（ 第13条 12条2号）。
225	②同意の記	法人に対しても100万円以下の罰金	法人に対しても100万円以下の罰金が科

	録義務違反 2行目	が科されます (37条2項)。	されます (37条2項 <u>号</u>)。
--	--------------	-----------------	-------------------------

【初級】 ビジネスコンプライアンス「社会的要請への適応」から事例理解まで 第5刷 用